

ワイマール共和国最後の数年間における
パウル・エストライヒの諸論説から

——ドイツ教科教授史研究 (VI) ——

船尾日出志

Hideshi FUNAO

(哲学教室)

**Aus den Schriften von Paul Oestreich in den letzten
Jahren der Weimarer Republik.**

——Ein Studium über die deutsche Fachunterrichtsgeschichte (VI)——

Hideshi FUNAO

(Lehrstuhl für Philosophie)

Resümee

In der Periode der Weltwirtschaftskrise (1929–1933) bekämpfte Paul Oestreich die nach dem Ausbruch der Weltwirtschaftskrise von den imperialistischen deutschen Regierungen erlassenen Notverordnungen, vor allem ihre negativen Auswirkungen auf die demokratische Erziehung der Jugend, auf das Niveau des Unterrichts besonders in den Volksschulen sowie auf die materielle und soziale Lage der Junglehrer. Vielfältige Maßnahmen zur Überwindung dieser Mißstände wurden von ihm vorgeschlagen. Sie richteten sich vor allem darauf, die imperialistische Schulverwaltung und die bürgerlichen Bildungsprivilegien einzuschränken, die Inhalte der Unterrichtsfächer zu modernisieren, die materielle Lage und Bildungsmöglichkeiten der Kinder der Werktätigen zu verbessern sowie arbeitslose Junglehrer in den Schuldienst einzustellen. Schon seit Mitte der zwanziger Jahre hat Paul Oestreich in Publikationen und öffentlichen Versammlungen immer intensiver den Kampf gegen die Politik und Pädagogik der Nazipartei geführt, den unwissenschaftlichen, volksfeindlichen und damit auch den antinationalen Charakter der mit raffinierter Demagogie propagierten nazistischen Politik und Pädagogik nachgewiesen und die Nazipartei als Interessenvertreterin der reaktionärsten Kreise des Monopolkapitals und des Junkertums entlarvt.

1. 論述の方針と主題

先行研究の検討は他¹⁾ですでおこなっている。論述の方法も第4報²⁾で指示した通りである。ここではワイマール共和国の最後の数年におけるパウル・エストライヒのいくつかの論説の熟読成果を提示する。世界経済危機とナチス台頭期においてもまた、エストライヒは学校の反動化に抗し、徹底的民主主義的な学校を求める活動を継承していることが明確となる。

すなわち、エストライヒは世界経済危機の勃発以後、ドイツ政府によって発布されたいくつかの緊急命令を批判した。というのはそれらの命令により青少年の民主主義教育が脅かされ、特に民衆学校における授業のレベルが低下し、そして若い教師の物質的・社会的状態が劣悪化したからである。それらの問題点の克服のために、エストライヒは多様な処置を要求した。具体的には、宗派的な学校監視と有産階級の教育的特権の制限であり、授業内容の近代化であり、勤労者の子どもたちの物質的状态の改善と教育を受ける機会の拡大、ならびに失業中の青年教員を教職に復帰させることであった。

またエストライヒはすでに20年代中葉以後、出版物と公的集会のなかで、徐々にナチスの政策と教育学にたいする闘争を強化し、洗練されたデマゴギーでもって宣伝されたナチス党の政策と教育学の非科学的で、民衆敵対的でそして結局は反民族的な性格を指摘し、そしてナチス党が独占資本とユンカーの最も反動的な部分の利益代弁者であることを暴露した。

2. 各テキストから

以下では「 」内は原則としてエストライヒの叙述、『 』内はエストライヒ自身による引用等、()内はエストライヒによる説明等、< >内は筆者の補足であり、特に記載のないとき、補足内容は出典書の編者の解説および最新のDDRの『教育の歴史』にもとづいている。下線はエストライヒ自身による強調で、もともとはイタリック体で記述されている。ただし項目番号に続く下線部は筆者がテキストの内容を性格づけたものである。またエストライヒが頻繁に使用する感嘆符は敢えてそのまま残した。

(1) 教会勢力の学校支配への志向にたいする批判——論説「約定はだめだ！」より³⁾
《「暗黒の全国学校草案」の挫折のあと⁴⁾、プロイセンおよびドイツのその他の諸邦における反動勢力は約定（国家とパチカンとの間の協定）によってその目標——少なくとも学校制度の宗派的細分化と教会勢力による学校制度の監視——を確保しようと画策した。模範とされたのは、1924年に締結されたバイエルン約定である。それはバイエルンの民衆学校を法的・事実にカトリック教会に従属させた。同年、相応の教会協定が福音派教会と結ばれた。そのような意図にエストライヒは他の多くの民主主義勢力と同様に対抗した。しかし、1929年にプロイセン、1932年にバーデン、そして1933年にヒットラー体制というように、その後全国約定が締結されるのを阻止できなかったのである。》

エストライヒは論説の執筆動機を明らかにする。左派の政治家にさえ、約定を批判することに疑問をもつ者がいたことがわかる。「いったい何ゆえに約定はだめなのか、と左派の多くの政治家が問う。とにかく、国家と教会が両方の部分がそれらの『秩序』をもつために互いに行わねばならない協定しか問題になっていないのだ！。なにゆえ以前の君主たち

がおこなったことを共和国がなすべきではないのか。」

そのような疑問にエストライヒは答える。「というのは状況は完全に変わっているからだ。というのは絶対君主にエセ民主主義的共和国がとってかわったからだ。……今やわたしたちは『共和国』とよばれている支離滅裂となった君主制のなかで生活している。」《ここでのエストライヒのワイマール共和国への辛辣な批判は、民主主義の装いをもちつつも、実質的には独占資本・ユンカー、そして教権主義に支配された「共和国」の本質理解にもとづいている。》続いて、エストライヒは教権主義の支配の根拠と実態について、自身の体験もまじえて述べる。「その憲法においてはすでに数多くの条文のなかに——中央党と社会民主党の結合のおかげで——頭にたいして尾がほえている！。信仰告白からの就学の独立性を宣言しそして同時に諸宗派に公的諸学校への権利を認めている学校半陰半陽性第146条のみではない！。例えば第137条においても、その条文は『国家教会は存在しない』という文で始まりそしてその第6項には次のように書かれてある。『公的権利を有する団体である諸宗教共同体は市民の租税リストにもとづいて邦法の諸規定の尺度にしたがって租税を徴収することが認められている！』。それゆえ、国家教会は存在しないが、しかし——国家は教会のために租税を徴収する。そのリストにしたがって、その官吏によって、その権力手段でもって！。あらゆる『行儀のよい人間』はある『宗派』をもたねばならないということへと導くことは、怪異である！。とにかくわたしの場合で言えばわたし自身の家庭では、個人境遇調書リストにおける『宗教』欄の（合憲法的な）不記載がユダヤ教会維持割当金の査定へと導くということがおこなわれている。というのは不記載の場合は最も高い教会維持割当金を査定するという『実際』（当時ベルリンにおいて）が存在したからである!!。教会の捕史や使い走りとしての国家、それは『共和主義的』と名付けられている……。』《つまり教権主義がはびこっているそのような状態のなかで、約定によって、いっそう教権主義を助長する必要性・理由などまったくみいだせないのである。》「そのような勢力の割合のなかでの——約定は何なのか。そこでは、地方自治の発展が必要とされる時代のなかで、民衆への束縛より他の何が生じうるのか。国家と民衆への負担より他の何が生じうるのか。」

「民主党の人民陶冶大臣の『慰め』は何のやくにもたたないし、バイエルン約定の諸事実は驚かせる。」《次に、プロセインおよびその他の邦で問題になっている約定のモデルとされたバイエルン約定を引用することで、エストライヒは「民衆への束縛より他の何が生じうるのか。国家と民衆への負担より他の何が生じうるのか」という批判の正当性を明示しようとする。》

「その記録文書を思い出そう（その奴隷の契約を再度読みとおせ!）。

第1条、第1項：『バイエルン国家はカトリック宗教の自由でそして公然とした実行を保証する。』……第2項：『バイエルン国家は……法律を発する教会の権利を承認する……』（次の意見が成立している：教会の法律はバイエルン国家の法律!）。

修道会と信徒会の無制限の自由!……

第3条：『国家』は中等諸学校における神学教授と宗教教師（「国家」が給与を払う!）を教会の意志にしたがって任ずる。教会が『異義を唱えた場合』——『国家』は『相応の』『補い』のために尽力する。

第4条：（教会の大失策、しかしそれは、教会が自身をどんなに強いと感じているかを

証明している)：ミュンヘンとヴェルツブルクでは教授職もまた直接的な教会代表者たちで占められている。——神学と『宗教』は総合大学と学校で教会の処方に応じて教授されねばならない！『科学』はどうなるのか？！。

第5条：部屋—清潔—一条項！——第1項：『カトリック』諸学校においては、『信頼のおける仕方カトリックの宗教理論を教授しそしてカトリック信仰の精神において教育する』『ことに適しかつ用意がある』者のみが教授しそして教育することが許可される。——次のことに注意せよ！、つまりすべての『教科』においてであることに。第2項：教師は第1項のことに順じて養成されるべきである。すべての教科において。司教区の司教<司教：Diözesanbischof：その管轄範囲としての一定の司教区にとって権限がある司教のこと>が最終的審判者がある！。第3項：国家はカトリックの教員陶冶諸機関を設立する！。第4項から第7項まで：試験のコミッショナーは一部（「適切に」）『上位教会官庁』によって占められる！。……

第6条：すべての自治体において国家は——宗派によって分割されることのない学校しか可能でないときでさえ——『……委託において』カトリックの民衆学校を設立しなければならない。

第7条：宗教教授は——必修教科として！——その範囲については『教会の上位官庁との協調のなかで確定され』そして——『現在の状態にたいして短縮されるのは』許されない!!——国家は『世俗的』諸学校においてもまた『私的』宗教教授の環境に代価を払わねばならない。

……第8条：教会は宗教教授の監視と指導を担当する——『保証される』そして——，司教とかれの委託を受けた者が次のような権利をもつ。つまりカトリックの生徒たちの宗教的—道徳的生活における苦境，さらにまた学校におけるその不都合なそして不相応な影響，特に授業におけるかれらの信仰上の確信あるいは宗教的感覚への万一の傷付けについて，国家の教授官庁に抗議するという権利を。国家の教授官庁は『相応の対策を講じるであろう』。——密偵よ万歳！。生徒は『腹をたてるよう』『学習させられる』！。教師は，自身の傷付いた良心の『監督』の下にではなく，小学1年生の『監督』の下におかれる！。教会の階級闘争！。

第9条：教団の私立学校が国家によって保証されかつ諸権利が与えられる！……。

それ以後の諸条項のなかで国家は教会に『美しい』富みを贈っている。……国家は約束する：大司教と司教の位，教長——そして大聖堂参事会には財産や恒常的な資金についての寄付をすること，……司教たちと中央教会評議員等にかれらの品位とかれらの身分に相応する住居をあてがうこと……。」

世界恐慌以後，多数の失業者を出している状況のなかで，教権勢力が自己の経済的安定と保身のために汲々としていることを，エストライヒは厳しく糾弾する。「その教会には，……赤面がその良心の白粉の薄い膜を通して突き出ざるをえない。つまりそれが三百万人のドイツの失業者に直面しても，あろうことか自身の富を，自身の肉体的無事を心配しているときには！。しかしTartuffe<偽信者，偽善者——モリエールの喜劇“Tartuffe”のタイトルからとられた>は恥——について，真の責任について，傷ついた良心について何を知っているのか！。それらすべては機構のなかで，『教会』工場のなかで窒息させられている！。」

そして最後に、エストライヒは約定にたいする断固とした反対運動を呼び掛けている。その内容から、当時のドイツの危機的雰囲気を読みとることができる。「教会と党派に学校を売り渡す『全国学校法』を教師たち、『徹底的学校改革者同盟員』およびその他の『イデオローク』グループは従来常に破産させてきた。……もしわたしたち今生きている者が自らに躊躇を許さないなら……プロイセン約定と共和国約定も別の運命をたどることはなかろう！。肺がはじけるまで、風よ吹け！。ドイツの雰囲気は疑惑、闇取引、エローグロ紛いの出版物、検閲の殺人の企て、『精神的なもの』にまで変えられた軍国主義、見掛け上の民主主義と共和主義の欺まんすべてによって余りにもカビ臭くなっているの、換気につとめどんな人でも役にたつのである！。勇敢なことがおこなわれれば！」

(2) 学校行政のいっそうの反動化批判——論説「全体性の問題について」⁵⁾より「エストライヒはここで、進歩的教師たちを沈黙させようとしたプロイセン文部大臣のいくつかの処置に反対している。かれは、法律の基礎は依然として1852年7月21日の「司法以外の役人たちの職務違反に関して」という法律であることを指摘している。その法律でもって当時の反動派は、1848/49年の革命的行為に参加した教師たちを迫害した」。

「プロイセン共和国の——民主党の——人民陶冶大臣「Becker, Carl Heinrich, Prof. Dr. [1876—1939] : ドイツ民主党の党员, 1918年にはヘーニッシュのもとで書記官長, 1921年および1925年から1930年までプロイセン文部大臣」はこの人民国家の10周年の1月14日に次のように指図した。つまりかれは『将来, (かれの部下である) 役人が確かにその役人のために引かれている前回の枠内で行動していないどのような場合にでも厳格に対処するだろう』と。しかしその『限界』をかれは『懲戒最高裁判所の判決が最近作り上げている』(そしてかれが「若干の国家利害において残念な出来事をきっかけとしてかれに従属する公的諸学校の校長および教師たちに強く指摘しなければならない」)『基本諸原則』から引き出している。」

「当時, 「限界」概念はキーワードになっていたということである。例えばツァイドラー(Zeidler, Kurt)は1926年にイエナにおいて著書『限界の再発見, 生まれつつある学校を形造るための貢献』を出版していたし, リット(Litt, Theodor, Prof. Dr [1889—1962])は同じ年に『教育学の可能性と限界』を刊行していた。ところが, 始末が悪いことに「ベッカー大臣の『限界』はより厳密に検証すると完全には明白ではないことが, 限界の無さが明らかとなる。かれの『秩序』—規定は, それによってあらゆる上司による干渉がおおい隠されうる道具に, 古臭い役人—隷従の大憲章になっている！」

エストライヒは次に「懲戒最高裁判所の判決」についてふれ, 「かの裁判所の判決は1852年の規律法を根拠づけにもちいている。それは最も暗いプロイセンの反動時代・復古時代が生み出し, それによってわが国の人たち, なかでも腐食土におおわれた自由の闘士たちが若いときに間断なく苦しめられ, その確かに計算された弾力性のある文面はどのようにも解釈できる。いったいどうして民主主義的・共和主義的人民陶冶大臣が超保守的精神の法を引き合いに出すことができるのか, いったいどうしてかれは確実に大部分古い精神のものである懲戒基準の諸文言の効力を認めうるのか。」と述べている。そして次のように続けている。「それらの『裁判』の判決から若干の文章を引用しよう。『立法者が役人に……職務内外における品位ある行動を指図することによって, その立法者は役人の義務範囲が職務の管理をはみ出して広がっているということ表現している。……

役人は……1852年7月21日の規律法の第2条からかれの職務上のならびに職務外での行動について明らかになるさまざまな限界を守らねばならない。かれはそれゆえ礼儀作法や道徳によってならびに服務規律によって提供されているいろいろな定式に従わねばならないが、しかしさらに内容的に職務上の地位によってかれに課せられた特別ないくつかの義務と衝突することは許されない。……

自由な意見表明と政治的活動の権利はあらゆる公民にとって一般的なさまざまな法律のなかにその限界をみいだすが、役人にとっては特に職務がかれに課しているいくつかの義務のなかに、つまり忠誠義務と忠実義務のなかにその限界をみいだす。それらの義務はかれに、公的利害において不可欠な規律の強制のもとにいない他のあらゆる公民に許されているのと同じような諸権利の広範な使用を禁じる。その職務はしかし役人の全人格を包括している。かれは決して私人であるだけではない。……」

共和主義的な大臣が自分のものとしているそれらの1852年の『諸原則』を読むとき、自然に次のような疑問が生じる。すなわち、かれは何を欲しているのかという。」エストライヒがそのように疑問を提出せざるをえなかったのは、次の事情を考慮してのことである。「その『指令』は青—黒ブロック《中央党、ドイツ民族国民党、ドイツ国民党そしてその他の党派の間のブルジョア的連合政府が考えられている。黒色は中央党、青色〔本来はプロイセン的青色〕はドイツ民族国民党をさしている》の……擁護者たちの手のなかでは不運にも反共和主義的にしか作用しえないしそして作用しないに違いない。」

もっともエストライヒはベッカー大臣の主観的善意は疑っていないようである。しかし「指令」が果たすであろう客観的役割については厳しく論じる。「その指令は確かに反—共和主義者に狙いがつけられていた——しかし上述したように、またもや不適當な道具であるようだ。というのは役人たちのための共和国の憲法にしたがった基本的諸権利の廃棄によっては共和国の友は教育されそうもなく、せいぜいしば振りが教育されるのみである——。その指令は今や、学び直してそうになったわけでないわたしたち本来の共和主義者にとって生活を困難にするであろう。ほぼすべての個別の場合における必要なエネルギーをヘーニッシュからベッカーまでの『共和国』はたいてい欠いていた。しかし今やその『共和国』は法律——1852年の——を生み出した。『さんざん奮闘した者が法律を作るのである。』《したがって闘わない者は古い法律をひっぱり出すということか。》『わたしが古代ギリシア人を恐れるのは、かれらが贈り物をもってくるときである！』《古代ギリシア人によってトロヤに贈り物として遣された木馬になっている。そこには古代ギリシア人兵士たちが隠れていた。転じてここでは、共和主義的大臣によって贈られた「指令」が反共和主義的に作用することを述べている。》」

「わたしが、その指令を『生み出した』省の評議員諸氏に、かれらは寝巻を着ているときはまた『私人でない』のかと問うことは許されないのか。ここでは『全体性』—概念が生み出されている。その概念は宗教化された⁶⁾人民と生活のなかでのみ堪えることができるが、しかしわが国の二律背反がうごめく《エストライヒは『『共和国』とよばれている支離滅裂となった君主制』⁷⁾としてのワイマール共和国を念頭においている。》現実のなかではグロテスクにかつ殺人的に作用する！。どういうことから『議会主義的』大臣は、わたしたち憲法に忠実な役人を例外法のもとにおく権利をもつのか。どうしてかれは、共和国大臣がカップ——揆の日々⁸⁾におけるそのさまざまな共和国敵対的行為について自身の役

職についての『忠誠義務と忠実義務』を楯にとることを許される時代に、きわめて困難な時代の渦のなかで奮闘している共和主義的役人たちを『行儀良さ』、『礼儀作法』、『忠誠義務と忠実義務』等について非難しそしてそれでもって——とはいえ正に、その大臣は知っているように、役所機関の大部分はまだ反共和主義的惰性によって満たされているのだが——真の共和主義者たちを悪人の手に渡すことができるのか。……それでもってわたしたちから、つまり『全体的に』奴隷化されている者から選挙権の自由性が奪われ、わたしたちからあらゆる公民の良心が奪われている。つまり大臣が決定するのだ！」

次に、エストライヒはベッカー大臣の「指令」にたいする運動が必ずしも成功していないことを非難し、同時に闘争を呼び掛ける。「労働組合、教員組合、共和主義的諸党派はそのことについて何を語っているのか。従来きわめてわずかしか語られていない！。左派の諸新聞・諸雑誌はそれに反対する論説を一度も掲載したことがない。共和主義者の配慮からか。もしそうならばそれは共和制への道の死である！。——わたしたち共和主義者は宿命からして、ドイツの硬直性疾患のこの時代においてもまたそのような途方もない攻撃にたいして声高にわたしたちの主張を掲げる勇氣をもっている。すなわち、大臣はかれの憲法に反する命令を撤回しなければならない！。わたしたちは常にわたしたちの共和主義的義務よりもはるかにより多くのことをおこなっている。今やわたしたちは自律性の全体性を求め、教権的奴隷化の全体性を求めない！」

「今やわたしは叫ぶ。誤って教授された大臣や青—黒ブロックの諸党派にたいして、共和制へのそして真のドイツの人間性の生成への自由を擁護せよ！。ドイツの教育者たちよ、諸君の生徒たちがかれらの真の全体性に近づきうるためには、諸君は『全体的』奴隷になることを欲するのか、あるいはペスタロッチの弟子であろうとするのか。」

(3) ファシズム独裁への移行の準備としての緊急法令批判——演説「青年、教育そして政治」⁹⁾より<エストライヒの次の演説とそこに含まれている徹底的学校改革者同盟の呼び掛けは保守的な共和国政府によって1930年以降発布されていた緊急法令の人民敵対的諸影響にむけられている。その緊急法令によって共和国議会の同意がなくても民間労働者の賃金、公務員給与および失業者補助の削減や大土地所有者への助成金の支払い等を通して独占の支配が確保され、そしてあからさまなファシズム独裁への移行が準備されるべきであった。エストライヒと同盟内のかれの仲間たちは、緊急法令にたいする闘争に能動的に参加しそして次のことをみぬいた進歩的知識人に属していた。つまり学校とその教師たちへの影響もまた独占およびそれと結び付いた反動的諸勢力の弱体化によってのみえられるということを。>

エストライヒは教育者らしく、緊急諸法令の不当性を公民教育を例にとって明らかにする。「わたしたちは次のように問う。公民教育が純粋に形式的にはいくらかでも教義あるいは訓練規定に変成すべきでないとしたら、ある国家においては最も単純な法関係事項が繰り返し緊急法令によってそしてその他の形態において破られるとき、その国家において公民教育についてどのように語られるべきか。わたしたちはいろいろ意見の異なる教師たちに思いを馳せそして問う。その国家においては、連合政府の一部のなにがしかの党派関係事項がそのことを禁じるゆえに、意見のことなる教師たちを、すなわち道徳的に実態をそなえた人々を雇わないことが、憲法に反して可能であるとしたら、どのようにしてわたしたちは未来に意欲をもつ若者に公民性の概念と国家にたいする愛を教えるべきか。その国

家への愛はとにかく生き生きとした確信からしか生じえないのである。」《約定と教会協定の後「離教者教師」、すなわちいかなる宗派にも属さない教師は宗派学校でそしてさらに宗派混合学校でも雇われなくなってしまったことを念頭において、エストライヒは書いているのである。》エストライヒは、若い教師志望者たちが教職に就く可能性を奪われている状況にかかわって、続けて次のように述べる。「……そしてそれどころか、わたしたち学校人が今非常に近い周囲を熟視すると、労働意欲をもち、そして燃え立つ魂で教育的に感動している何千という若い人々が、予算案の計算の達人たちが述べていることを信じているゆえに……遠ざけられているとき、どのように公民的志操が生じるのであろうか。つまり、《「予算案の計算の達人たちが述べていること」とは》それでもって国家を健全にしようこと、かれらは徹底的な改革、革命的な改革によって人民の実質が維持されるのを達成するかわりに、確実な基礎工事の実例を実行していること、最良の教育青年は希望なき絶望のなかに追いやられていないこと、その一方で教育的要件は、それによって国家を脅かすにちがいない諸志操が喚起されざるをえないとき、萎えてしまうということをや！。」《ところが、実態は》「クラスが無意味になるほど詰め込まれ、そして年老いた教師たちが、より多くのそして延長された授業時間のなかで最も洗練された教授学的諸方法にしたがって確実な標準的な既製品を生産させられようとしているとき、学校改革について何が語られるのか、いったいどのようにさらに敢えて発言されるのか？！。教育的に熱心な青年たちにおける人員整理がおこなわれ、そしてわたしたちが何とかなしてやっつけける官僚制におけるそれはおこなわれぬときに？！。わたしたちはそれでもって教育的形式主義に陥り、わたしたちは次のような体制に陥る。つまりそこではますますより少数の労働者しか必要とせずそしてますますより多くの監視人を必要とし、ますますより少数の教師しか必要とせずそしてますますより多くの学校評議員と上級学校評議員および、青少年にたいする生き生きとした労働のなかにかれらの生活内容をみいだすかわりに、諸儀式のなかでひっかきまわすようなその他の人々を必要とする体制に……。」

世界恐慌の困難のなかで、エストライヒは国家によるどのような経済的節約政策にも反対しているわけでないことを表明する。「まさに緊急命令と、つまり権利の解体と……完全にそれにたいして成熟してきている大土地所有の廃止や大工業の社会主義化が結合されるなら、本当にそうならわたしたちはそのすべてを肯定するだろう。……わたしたちはあらゆる犠牲にたいする用意があり、わたしたちは、それによってすべての教育学者、すべての教育者、青少年へのすべての援助者の存在可能性が保証されるなら、どんな賃金切り詰めも理解するだろう。」《しかし、現実には》「新しい構成によってではなく、引き算によって節約が欲せられている。しかしそのことは決して公民的、連帶的遂行ではない。国家が救済され、そして最終的責任をとることなしに、民衆と青少年を粗末に扱おうとされている。消耗性疾患にかかった経済が救済され、そして唯一の現実、つまり人間性が犠牲にされようとしている。」

最後に、エストライヒは徹底的な学校改革者同盟の決議を読み上げて、結語としているが、その内容は興味深いものであり、検討に価すると考える。

「最近の緊急諸法令によってドイツの学校制度に解体的破局がもたらされている。プロイセンだけで1万人の教師が首にされた。学級は50人、60人から70人の子どもたちであふれている。あらゆる学校改革はそれでもって否定されてしまった。30ないし50年もドイツ

の学校制度は後退してしまっただ。両親たちはかれらの子どもたちへのその陶冶略奪にたいして無力である。教師たちのなかでは憤怒、不満あるいは困りきった諦めが支配的である。若い教師や高等学校二級教員（Studienassessor）はひどい困窮にさらされている。

ただちに何が実施されるべきか。

1. 目下の困窮は遠慮のない節約政策を必要としている。しかし基本命令は真に民衆保護的政策を求める。すなわち、下ではなく、上が節約されねばならない。わたしたちはそれゆえ要求する。つまり、財界首脳や大土地所有者や重工業への国家的補助と援助の削減、軍備支出の切り下げ、教会や宗教団体への支払いの制限、退役将校や元大臣や元高級官僚への高額恩給の切り下げ、元侯爵と元貴族にたいするあらゆる支払いの徹底的制限、すべての大資産家15~20%の緊急救済税の引き上げ、高収入への天引き課税、月600レンテンマルクを超えるあらゆる高額給与の即座の返済。公職内部でのすべての地位手当削除、行政機関の単純化、出費が多くそして非生産的な学校官僚制の解体を。

正しい箇所でのそのような節約によって、学校制度への抑圧、文化的反動派の侵入が避けられるに違いなく、何よりすべての青年教師や高等学校二級教員の必要な再雇用と従事が実行され、教育的後継者の救済、老齡化からの学校の防衛が確保されるに違いない。民衆の困窮にもかかわらず国家と経済において特権を有する上層階級が非常に厳しき負担を容赦されているかぎりには、民衆の青少年から陶冶可能性を奪いそして教育的後継者たちを街路に投げ出すことは、文化的不名誉である。

2. しかし現代の困窮は学校人員削減の拒絶のみならず、全学校政策—教育学的体制の改編を求める。わたしたちは誤った見せ掛けの改革の終末のところにおり、わたしたちは空転と破産の真っ只中にいる。不快と不機嫌と疲労感の巨大な波が学校を襲っている。新たな着手、新たな建設が是非必要である。

学校官僚制は機械的な学校人員削減の破滅的感覚喪失性と精神喪失性によって徹底的に評判を下落させられている。学校官僚制にたいする信頼は削減されてしまった。それゆえわたしたちは要求する。官僚制的学校支配機構・監視機構の解体、上下関係体制の除去、その機能の学校協団体への移行、中間的学校体制の実施。それらによって学校が責任ある自治体として、効果的労働組織としてそれ自身の必要性を構成し、それらによって教師が自らの構成のなかで失っている労働への喜びを再び獲得するように。

学校は今後は文化抑制的経済権力の無力な客体であってはならない。教育の領域は外的—独裁的暴行から守られねばならない。それゆえわたしたちは要求する。すなわち、収入や財力にしたがって増えそして子どもの数にしたがって減る仕方で段階分けられた学校税の資金による学校の維持を。学費の廃止、学習手段無償制によってしか、陶冶が将来において今以上に財布の問題になることは阻止されえない。

学校における労働は教師と生徒たちにとって神経をむさぼる課業・授業網から、陶冶資本主義的合理化の災いから解放されねばならない。自然的成長法則および個々人の発達力に相応する陶冶作業のための時間と静けさより他のなものも学校は今日必要としていない。わたしたちはそれゆえ、差し迫っている大量的ドリルの営みへの逆戻りを避けるために、次のことを必要としている。教師と生徒にとっての義務授業時間数の削減、必須教科の限定、選択自由制の拡大、学級定員の削減を。

教育学全体は転換を呼び掛けられねばならない！。あまりにも突飛なことはこの現実の

学校悲惨の時代においては堪えがたいものである。最も初歩的な生存上の困難を考慮したとき、時代の要請は次のものである。つまり、教育学的決まり文句との絶縁を、あらゆる小細工的な陶冶早期化との絶縁を、八方美人的陶冶財崇拝との絶縁を。わたしたちはそれらに代えて以下のことを求める。教育的労働が分を知ること、生物学的成長の支援、合児童性への配慮と限定、労働教授の知性主義の粉飾からの方向転換、文化歴史主義の余計なお荷物からのすべてのルールプランの解放、現代の明白な把握と克服のための、子どもと現実性の間の適切な出会いのための余地の創出、学校による生活援助を。

従来の学校改革の破滅から素朴な一本物の生活学校が生まれねばならない。

それゆえ、にもかかわらず、闘争を——妥協ではなく！。

(4) 1932年11月選挙における反ファシストとしてのエストライヒ——論説「国民的民族」¹⁰⁾より<以下の論説でもって、エストライヒは1932年11月6日の共和国議会選挙のための選挙に関与していた。その選挙ではファシストたちは敗北を喫しそしてかれらの党、NSDAP（民族社会主義ドイツ労働者党）は深い危機に陥った。エストライヒはここでファッショ的イデオロギーおよび教育学と、そのさまざまな影響に考慮しながら対決している。かれはこの関連において、ファシストたちが独占ブルジョアジーと大地主に奉仕しているという認識に達している。>

まずナチスが横行する当時の状況について述べられている。「『ドイツ』、『国民』、『血の、人種の共同体』！」と、集会や新聞紙面で叫ばれている。『民族』にあらゆる思考と行為が関係し、まさに根拠をおくべきであるとされている。そして制服を着た群れが行進している。たとえ自らの国民同胞にたいしてでしかないとしても。かれらの頭上にはハーケンクロイツの旗が翻っており、その奇妙な形は衝動性の魔力とイデオロギーの不明瞭性を象徴している。概念と見掛けのなかで、雑多な最も対立した時代状況がみえかくれる。」

次の論述から、エストライヒがナチスの巧みな宣伝方法についてよく認識していたことが分かる。さらに、エストライヒはナチスが宣伝に利用した「国民」、「民族」、「人権」概念について、そしてそれらの教育について考察する。「『運動』<ファシストたちは、しばしばかれらの党を「運動」とよんだ。>は非常にさまざまな原因による絶望を利用し、そしてきわめて矛盾に満ちた内容をもつ『国民』感情とともに活動している。……「国民的」放射<Emanation>という言葉が読まれるとき、ギムナジウムの最上級生のような際限の無さについて驚かされる。『国民』という言葉は一貫して、歴史的に遠い霧のかなたに由来する夢想的一歴史的概念である。それなのにクリーク<Ernst Kriek, Prof. Dr. [1882—1947]: 教育学の領域での指導的ファッショ的イデオログの一人>はアイスランドのベルゼルケル<北欧神: 熊の革を着た凶暴な騎士>文学——記録の文書であると礼賛されているが——からのみわが国の青少年のための教育価値を引き出しうると信じている！。アイスランド人たちは笑うだろう。<アイスランドのサガ [12世紀から14世紀にかけて北欧、特にアイスランドで発達した散文物語り] は原始社会の崩壊と封建制の形成の時代に起源をもつ。成立しつつある貴族的種族間相互の、そして自身の独立のために闘う自由民との暴力的対決は、相応の特性と行動様式を生み出した。それらの特性と行動様式は別の刻印をもつ抑圧や征服にたいするナチスの意図に相応していた。>というのはいずれの——机の上の理論家<物語りのことである。>たちは身分的構造について、『エリート』身分について、不名誉のなかの生涯の追放について、国防同盟における教育について、等々

について語っているからである。恥ずかしいほどの空想力の無さは、あらゆる過ぎ去ったことから児童叙事詩を張り合わせて作らせた。そこにおいては騎士たちがぶらつき、婦人たちは主婦でしかなく、男たちの志操は画一的に誇り高く、同職組合は儲けが保証されそして『宗教的』形式は再度修復されている。従順でない者、従順でありえない者は『ガストレヒト』《客として保護を受ける権利》をえる。(すなわち、その者は飢え死にを宣告されるか、あるいは射殺される?)そしてそれ以後の期間に言語に絶するような大量の悲惨が増大し、そしてSAの制服《ナチスのテロ組織「突撃隊」(SA)の褐色の制服》を着ることが『人種』の証明となっている。一度クリークの『人種』一定式化と『民族的政治教育』を読んでみよう。《クリークの本『民族政治教育』は、そこにおいてかれは民族についての、そして民族的教育についてのファッション的構想を宣伝しているのだが、1932年に出版された。》すべては弾力的であり、『人種』は最も可変的な機能であり、志操(今や豹変の実用的な志操!?)は人種を生み出している!。ここで『国民的』であると推奨されている『民族』は、封建的—中世的国家性と自由主義—拡張的競争『民族性』の定義不可能な交差点である。すなわち、その家族における個々人の『位置』は暴力的に確定され(無産者は依然として無産者だ!),そして上昇者—選抜は、商人の『自由主義』の最も陰險な形態にむしろ固有である暴力的方法にしたがっておこなわれている。地球は練兵場に変化させられている。どこに向かって行進するべきか(することができるか)知ることなしに。すなわち将来のために訓練される——権威のために、つまり封建的『規律』のために訓練が学ばれるように。すでに東エルベの土地『利害者』《すなわちユンカーのことであり、ナチスがユンカーの利害を代表していたことをエストライヒは見抜いていたのである。》、すべての西エルベの工業『利害者』《エストライヒはまた、ナチスが独占資本の利害を代表していたことも把握していたのである。》は安心できる。すなわち『国民的教育』はそれらの『利害者』のために、かれらが必要としている卑屈な人間を生み出す。それでもって——喚起されるであろう——将来の困窮(倫理感の不足によって喚起される)において大衆は、かつての正義から生じた不正を愚鈍にかつ沈黙のなかで堪える。かくしていかなる民族も生み出されず、民族は破壊されそして純粹の責任にかえて、哀れむべき無責任な従属が設定される!。その『国粹性(Völkischheit)』の『諸要求』は、ドイツ大衆の困窮がいかにして救済されるべきかを決して明確にはしていない。——『右からの革命』の隊列のなかで行進している過去のすべての権利留保者たちは侵害されないままである。煽動され、憎悪され、とがめられている。恐ろしい浄化作用が荒れくるっているという形而上学的定式化のもとで訓練され、育成され、種蒔きされている。憎悪が存分に荒れくるって静かになるやいなや、育成された狼たちは互いに襲い掛かるだろう。ペスタロッチやフィヒテ《エストライヒはかれの諸論説のなかでしばしばペスタロッチおよび重要な古典的ブルジョアの哲学者・教育学者であったヨハン・ゴットリーブ・フィヒテ [Johann Gottlieb Fichte: 1762-1814] およびかれのブルジョア—民主主義的国民教育に言及した。Vgl. H. König: Zur Geschichte der bürgerlichen Nationalerziehung in Deutschland zwischen 1807 und 1815. Teil 1 und 2 (Monumenta Paedagogica Bd. XXII und XXIII), Volk und Wissen Volkseigener Verlag. Berlin 1972/73.》よ、どこにドイツ人気質はあるのか。二頭筋と熱い血のどんちゃん騒ぎが存分に暴れまわって静かになるまで、それは隠されているであろう。……」

エストライヒは最後に、もしナチスが権力を掌握したら、何が起こるかを述べ、同時に別の道を明示することで、呼び掛けを終えている。「『国民的』強姦は国民の死を意味する！。『土地なき国民』〈この言葉は、ドイツの保守派が侵略行為の正当化のためにしばしば用いていた¹¹⁾。エストライヒはしかし、侵略行為は青少年を、それから国民を死滅させると予言するのである。〉から『青少年なき国民』が生じ、『国民なき土地』が続く。そこにおいては国民の残りは封建的一利益的『構造』のなかで無気力に細々と暮らす——絶望が連帯する民族の覚醒へと導くまで。職務の尊大さにかわり、放棄の要請にかわり、狼のような物々しい態度にかわり愛が登場するとき、『国民的民族』はいつの日にか生まれよう。ヒトラー某の『国民的民族』は資本主義の最後の陰謀である。それは逆巻いている。そしてその後朝焼けが続こう。」

(5) 1933年5月選挙における反ファシストとしてのエストライヒ——論説「国民にたいする決断」¹²⁾より〈この論説はすでにナチスの権力奪取ののちに書かれた。しかしエストライヒはそれによって、もう一度ナチ独裁の非人間性を暴露し、そして同時にナチスによって定められていた1933年3月5日の選挙にたいするかれの反ファシズム的態度を公的に文書化しようとしたのである。その選挙は共産党およびその他の民主主義的諸勢力にたいする大規模のテロとともに準備されていた。〉

エストライヒはヒトラー独裁がけっして真に国民によって望まれたものでないことを知っていた。「国民が呼び寄せたわけでなかった権力保持者たちは、3月5日に選挙によって正統性の無さを補おうと欲した。」エストライヒはナチスの本当の狙いを洞察していた。したがって、かれと徹底的な学校改革者同盟はナチスにたいする闘いを例外的ともいえるほど、きわめて重要な課題であるとしている。すなわち、「かれらはかれらの自称高度の才能とインスピレーションから、国民をその民主主義的基本権利の削減あるいは無価値化によって治癒へと導こうとしている。わたしたちはある政治的党派に一度も寄り添ったことはなかったが、わたしたちの情熱的な、しかし客観的な責任感から決断する権利と義務を持っている。ドイツ教育のエッケハルテ〈元々は、「忠実なエッケハルテ」——それは乱暴なヴォーダン〔北欧神のひとり〕軍とヴェヌスベルク〔ヴィーナスが住むという伝説のあるアイゼナハのヘルゼルベルク山のことを指すことがおおい〕を前にしての警告者の民衆詩歌のなかにみられる。〉として！」

エストライヒは次にあらためて自身と徹底的な学校改革者同盟の従来の姿勢と闘いを総括する。「わたしたちはあらゆる者のための完全な人間性のために闘いそして苦悩し、わたしたちは自立をめざすグローバルな命令の枠内における人間性と国民の連帯の全体性のために闘った。わたしたちはわたしたちの思考と感情を永遠の悲惨にたいする『名誉ある』強制論理に服従させなかった。わたしたちは、決して真の国民福祉を生み出しえないあらゆる『権力』地位に『弾力的に』忍び寄ることはなかった。わたしたちは共同人間の实体化による宗教化¹³⁾にたいする人間の使命、力、義務を信じており、そして国民にたいして真の人間の陶冶価値を低下させること(階級国家の精神からの学校制度の容認と拡張によって)を、首切りによる脅し(資格付与)や経済的合理化によって人間や家族や国民のリズム、国民の生活力を解体することとまったく同様に犯罪であると考えている。わたしたちは理性と科学、それに連帯の宗教性¹³⁾を肯定している。わたしたちは永遠の生物学的原細胞としての家族を、人間的なものを決して力づくで犯さない耕地や仕事場の空気の中でのリズム

ミカルな生活実行の可能化によって、強化したかった(したい)！。連帯的民族が郷土の耕地、資源やエネルギーの共同所有によって、それゆえ大土地所有と大工業の民族化によって形成されない場合、無尽蔵の自然エネルギーの大河の人間生活への侵入が大衆の確実な奴隷化をもたらしたことを認識したのち、わたしたちは——文化政策家として——徹底的に連帯的戦線に参加する。すなわち共通するものをすべてに、そしてあらゆる者にその全体的なものを！。この15年間のわたしたちの教育闘争は証拠である。」

そして、エストライヒはいよいよナチスの政策へのより具体的な批判を展開し、ナチス独裁がもたらすであろう運命を再度、予告する。しかも適確に。「しかし今や大土地所有者、大工業およびファシストたちの騒々しい、実体のないエセ軍国主義の代弁者がやってきて、そしてわたしたちの信頼を求め、全権委任を求めている。何のために？。労働を生み出すために？。ようやく開始しつつある『合理化』の大企業は数百万の労働者の面倒をみれるのか？。それは、『賃金』が、『労働者』が失業者とまったく同様に衰弱死するように切り詰められる場合にしか『可能』でない。そしてその場合——とても成功とはいえないだろうが。決定的な世界好景気の時代は過ぎ、地球空間は汲み尽くされ、そしてすべての国の技術は工業化しそして民族化している。大土地所有者たちはドイツ国民に植民によって援助しうるのか？。自分の一族の利害のために国民に耕地を拒んでいるかれらが？。かれらの隊列のなかであの『東方援助』《保守派連合政府によって世界経済恐慌の期間、東エルベの大土地所有者と若干の富農に世話された数百万マルク》スキャンダルが演じられているのではないか？。そのスキャンダルはすべての——わたしたちによって常に弾劾されている——いわゆる『マルクス主義的』増収賄賂事件を些細な事に縮めてしまっている。わたしたちは信じる《次の問いへの答は》否であると！——民衆に次のことによって援助されうるのか？。つまり、その従順さが——古い手段でもって決して達成されえない大衆の幸福によるかわりに——以下に述べることによってえようとされることで。すなわち、国民に生活を『宗教化』¹³⁾するかかわりにドグマティズムを強い、体制批判や自由信仰の権利が奪われ、職場と学校に良心を廃棄させるような『軍隊的』規律と『権威』が導入されることで。——民衆に制服と教練によって、暴力的勇猛果敢さの培養によって援助されうるのか？。それらすべてはごく少数の傍若無人の権力保持者にしか貢献せず、民衆はそこでは——行進曲が雄大な『勝利』を告げている陰で、まったくひそやかに——子どもが一人しかいない家庭や子どもがいない家庭の生活不安のなかで没落していく。」

その後、ドイツがたどった運命を考慮する場合、次のエストライヒの訴えはなおさら感動的に響く。「しかしわたしたち『徹底的学校改革者同盟員』は現実をみ、そしてそれゆえにわたしたちはフィヒテのような熱い祖国愛をもつドイツ人として、自律への自由をえたいと欲している教育者として、いかなる陶醉や不安の波によっても広い視野と長い呼吸を捨て去ることのない人間として論争する。3月5日に一人の『徹底的学校改革者同盟員』もその過去を否認してはならないし、その者はわたしたちがその者の仲間を引き続き信じるべきであると欲している！。そのことは、かれのやる気を入念かつ強力に維持することを意味している！。ドイツの人間は真価を発揮しなければならない！」

3. 発展課題

ファシストによる独裁へ坂を転げ落ちていたワイマール共和国において、しかも上述の

諸論説の論述にみられるように、民主主義や社会主義の立場にあるはずの諸党派が有効な闘いに参加できていない状況のなかで、常に民主主義と人道主義の精神に反するものを告発し続けたエストライヒには、もちろん感銘をうけ、感動させられる。もちろんただ感動しているだけでは不十分である。主体的にうけとめると同時に、どのような客観的・主体的諸条件がエストライヒをしてそうさせたかを明らかにしていく必要がある。その問題は旧西ドイツの先行研究¹⁴⁾に学ぶべきものがあると考え。

(平成3年8月1日受理)

注

- 1) 拙稿「ワイマール共和国初期におけるパウル・エストライヒの反帝国主義的・民主主義的教育学叙述」『愛教大教科教育センター研究報告』第13号, 89年3月発刊, p. 7. ; 「20年代前半, 学校反動に抗しそして陶冶制度の民主主義化を求めたパウル・エストライヒ」『愛教大研究報告』第39輯, 90年2月発刊, p. 2. ; 「1925年から1927年までのパウル・エストライヒの諸論説から」『愛教大研究報告』第40輯, 91年2月発刊, pp. 18~21. ; 「パウル・エストライヒとワイマール共和国における2つの労働者党の陶冶政策と教育学の諸問題」『愛教大教科教育センター研究報告』第15号, 91年3月発刊, p. 17. 参照。
- 2) 拙稿「1925年から1927年までの……」, p. 18.
- 3) P. Oestreich: Kein Konkordat! in: Die Neue Erziehung, Heft 3/1929, zit. nach: H. König / M. Redtke (Hrsg.): Paul Oestreich: ENTSCHIEDENE SCHULREFORM-Schriften eines politischen Pädagogen. Volk und Wissen GmbH, Berlin 1978, S.104ff.
- 4) 拙稿「1925年から1927年までの……」, pp. 27~29. ; 拙稿「パウル・エストライヒとワイマール共和国における……」 pp. 19~20. を参照のこと。
- 5) P. Oestreich: Von der Problematik der Totalität, in: Die Neue Erziehung, Heft 4/1929, zit. nach: H. König / M. Redtke: A.a.O., S.109ff.
- 6) エストライヒの「宗教」概念: 拙稿「1925年から1927年までの……」 pp. 20~21. 参照。
- 7) 皇帝に民衆ではなく, 独占資本家・エンカー・教権勢力がとってかわったことを比喻。
- 8) 拙稿「ワイマール共和国初期における……」 p. 12. 参照のこと。
- 9) P. Oestreich: Jugend, Erziehung und Politik, in: P. Oestreich u. a.: Jugend, Erziehung und Politik, Jena 1931. S.13-19, zit. nach: H. König / M. Redtke: A. a. O., S.115ff.
- 10) P. Oestreich: Die völkische Nation, in: Die Neue Erziehung, Heft 9/1932, zit. nach: H. König / M. Redtke: A. a. O., S.115f.
- 11) 拙稿「1925年から1927年までの……」 pp. 25~27. 参照のこと。
- 12) P. Oestreich: Die Entscheidung zum Volk, in: Die Neue Erziehung, Heft 3/1933, zit. nach: H. König / M. Redtke: A. a. O., S.117f.
- 13) 注6) を参照のこと。
- 14) Vgl. W. Böhm: Kulturpolitik und Pädagogik Paul Oestreichs. Verlag Julius Klinhardt, Bad Heilbrunn/Obb, 1973.